

概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は貨物自動車の乗務員として勤務していたが、事業場の駐車場で自らが乗車する貨物自動車のサイドミラーに紐を結束して、縊死しているのが発見された。

被災者の遺書はなかったが、死亡原因は自殺とみられたため、審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者が業務上の事由により精神障害を発症し、自殺したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者について、長時間過重労働の存在とうつ病の発症を認めながら、総合評価を「中」として、業務外の認定を行った監督署長の決定は不当であり、納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 3 2 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 被災者の賃金について歩合給の歩合率が切り下げられた見返りとして減額分をボーナスとして支給される約束が履行されなかったことからショックを受けていることについては「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別を受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかし、同じ事業部に所属している社員すべてが該当したことから「Ⅰ」に修正する。

・ 搬入等作業の後継者育成の要請に対する上司の否定的な対応については「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかし、上司は誰にでも厳しく接しており、被災者に対してのみ厳しく接していたとは認められないこと等から「Ⅰ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

拘束時間が長い勤務、不規則な勤務、恒常的な長時間労働が認められるため、心理的負

荷が「相当程度過重」と認められる。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅰ」であり、「特に過重」とは評価できないため、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 「非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別を受けた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

なお、日常的に経験する一般的に問題とならない程度の心理的負荷とまでは評価できないことから修正は行わない。

・ 「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。心理的負荷について修正は行わない。

・ 遠距離地域へ運行することが前年よりも増加し、月間走行距離も前年度平均走行距離より増加している事実が認められることから、「勤務・拘束時間が長時間化する出来事が生じた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この間、被災者は毎月 100 時間前後の時間外労働を行い、拘束時間も毎月 300 時間を超えており、恒常的な長時間労働の実態があったものと認められることから、強度を「Ⅲ」に修正する。

・ スーパーへの搬入等作業が被災者に集中するようになり、当該作業の責任者の立場にも就いていたことから「仕事内容、仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

また、この時期の搬入等作業を見ても、恒常的な長時間労働が解消されているとは認められないことから、強度を「Ⅲ」に修正する。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

被災者には毎月 100 時間前後の恒常的な長時間労働が認められ、1 日の拘束時間や労働時間も日々変動する不規則な状況であり、心身の疲労がかなりの程度蓄積されるような勤務実態であったものと認められる。さらに、一般の乗務員とは異なり、運転とは別の肉体的労働と技術的な熟練が求められる搬入等作業にも従事していた。

以上を総合的に考慮し、被災者に生じた出来事後の状況が持続する程度は「特に過重」と認められる。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」となることから、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しないとした旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。